

現中部地方下水道協会役員一覧表

(任期：令和7年5月27日～令和9年総会日)

令和8年4月1日現在

会 長	名古屋市上下水道局長	酒井 雄一
理 事		
(新 潟 県)	新潟市下水道部長 長岡市土木部長	小林 久剛 石黒 昭弘
(富 山 県)	富山市上下水道事業管理者 高岡市上下水道事業管理者	前田 一士 二塚 英克
(石 川 県)	金沢市公営企業管理者 小松市上下水道局長	松田 滋人 北中 秀治
(長 野 県)	長野市上下水道事業管理者 松本市上下水道局長 飯田市上下水道局長	上平 敏久 羽山 和秀 井田 光則
(岐 阜 県)	岐阜市水道事業及び下水道事業管理者兼部長 関市基盤整備部長	島邊 恒之 長屋 隆司
(福 井 県)	福井市上下水道事業管理者 越前市建設部長	塚谷 朋美 山田 嘉晴
(静 岡 県)	静岡市公営企業管理者 静岡県交通基盤部都市局生活排水課長 浜松市水道事業及び下水道事業管理者 沼津市水道部長	遠藤 正方 紅野 伸修 奥家 章夫 橋本 大介
(三 重 県)	四日市市上下水道事業管理者 松阪市上下水道事業管理者	伴 光 塩野 直弘
(愛 知 県)	一宮市水道事業等管理者 愛知県建設局上下水道課長 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 半田市環境水道部長 春日井市上下水道部長 津島市上下水道部長	多和田 雅也 藤城 正裕 中田 利隆 岸岡 宏昌 水野 真一 市川 竜雄
監 事	関市基盤整備部長 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	長屋 隆司 朽名 栄治

【参考①：中部地方下水道協会規則】

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 理事（県下水道協会会長が指定する者） | 9名 |
| (3) 理事（前号以外のもの） | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 会長、理事（前項第3号の理事に限る。）及び監事は、第11条に定める定時総会において当該役員を輩出すべき正会員を選出するものとし、その正会員が指定する者が当該役員に就任するものとする。ただし、監事は、他の役員を兼任することができない。

(役員職務等)

第8条 会長は、協会の会務を掌理し、協会を代表する。

2 監事は、協会の会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、その終期は、選任された年の翌々年の定時総会終結の日とする。

【参考②：平成23年4月5日役員会申し合わせ事項】

2 中部地方下水道協会役員

- (1) 中部地方下水道協会役員は、「下水道事業所管の長」が就任するものとする。
- (2) 理事を輩出する正会員（県下水道協会会長都市を除く）については、再任を原則とする。
- (3) 監事については、次のとおりとする。
 - ・ 任期制限を3期6年とする。
 - ・ 監事2名のうち、1名は地域性を考慮して愛知県内の役員から選任し、1名は過去の選任状況を勘案し、選任実績のない県下水道協会所属の役員から選任する。